第十五条の三第一項第三号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「該当するとき」の下に「、又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第一項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないとき」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（許可の取消しに伴う措置）

第十五条の三の二　産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場について第十五条第一項の許可を受けた者が前条の規定により当該許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人（次項において「旧設置者等」という。）は、次項の規定による確認を受けるまでの間は、第十五条の二の二第一項、第十五条の二の三、第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の四、第十五条の二の七、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の四、第十八条第一項、第十九条第一項及び第二十一条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用についてはなお同項に規定する設置者とみなす。

2　旧設置者等は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する第九条第五項に規定する技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る特例）

第十五条の三の三　第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

一　当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二　申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

2　前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3　第一項の認定を受けた者（以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。）が当該認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処分については、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第十二項及び第十四条の四第十二項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第二号及び第十九条の五第一項中「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（第十五条の三の三第一項の認定に係る熱回収施設における産業廃棄物の処分にあつては、同条第三項に規定する基準に適合しない産業廃棄物の処分）」とする。

4　第十五条の二の二の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。

5　都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6　前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の四の二第二項中「第九条の八第二項」を「第九条の八第三項」に、「前項」を「第一項」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項から第六項まで」に改め、「者について」の下に「、同条第七項の規定はこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について、同条第八項の規定は第一項の認定を受けた者について」を加え、「同条第五項及び第六項の」を「同条第九項の」に、「準用する」を「、同条第十項の規定は第一項の認定及びこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について準用する」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第十三項及び第十五項」を「第十五項及び第十七項」に、「同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十五条の四の二第一項」と読み替えるものとする」を「同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第十五条の四の二第二項第二号」と、同条第七項中「第一項第三号」とあるのは「第十五条の四の二第一項第三号」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該再生利用の用に供する施設

第十五条の四の三第三項中「及び第八項」を「の規定はこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について、同条第八項及び第九項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第十項」に、「準用する」を「、同条第十一項の規定は第一項の認定及びこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について準用する」に、「第十三項及び第十五項」を「第十五項及び第十七項」に、「、第十三項、第十五項及び第十六項」を「、第十五項、第十七項及び第十八項」に改め、「特別管理産業廃棄物処分業者」の下に「と、同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第十五条の四の三第二項第二号」」を加える。

第十五条の四の四第三項中「及び第五項」を「から第六項まで」に、「同条第六項及び第八項」を「同条第七項及び第九項」に、「第十三項及び第十五項」を「第十五項及び第十七項」に、「第十五項及び第十八項」を「第十六項及び第十八項」に改め、「特別管理産業廃棄物処分業者」の下に「と、同条第六項中「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の四第二項第一号」」を加える。

第十五条の四の五第三項第二号を次のように改める。

二　申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができると認められること。

第十五条の四の五第三項に次の一号を加える。

三　申請者がその国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあつては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること。

第十五条の四の六中「から第五項まで及び」を「から第七項まで、」に、「から第五項までの」を「から第七項まで及び第十九条の六第一項の」に改め、「規定」の下に「（これらの規定に係る罰則を含む。）」を加える。

第十八条第一項中「若しくはこれら」を「又はこれら」に、「若しくは処分を」を「又は処分を」に、「）若しくは」を「）又は」に、「情報処理センター又は」を「情報処理センター、」に、「占有者若しくは」を「占有者又は」に改め、「行つた者」の下に「その他の関係者」を加え、同条第二項中「限度において、」の下に「第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項の認定を受けた者（次条第二項において「再生利用認定業者」という。）、第九条の九第一項若しくは第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（次条第二項において「広域的処理認定業者」という。）若しくは」を加える。

第十九条第一項中「事業者若しくは」を「事業者、」に、「の事務所若しくは事業場」を「その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所」に改め、同条第二項中「その職員に、」の下に「再生利用認定業者、広域的処理認定業者若しくは」を加え、「若しくは事業場」を「、事業場、車両、船舶その他の場所若しくは第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項、第九条の九第一項若しくは第十五条の四の三第一項」に改める。